

令和5年度 第1回 被害者保護増進等事業に関する検討会 議事録

1. 日 時 2023/4/5 14:00～15:40
2. 場 所 Web開催 (Teams)
3. 出席者 古笛委員、佐々木委員、竹川委員、戸崎委員、福田委員、藤田委員、榎委員、麦倉委員、小沢委員、加藤委員、金子委員、桑山委員、古謝委員、坂口委員、徳政委員

【齊藤総括】

ただいまより令和5年度の第1回被害者保護増進等事業に関する検討会を開会いたします。皆様には、大変お忙しいところ、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

国土交通省自動車局保障制度参事官室の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本検討会については、公開するものとしておりまして、まず報道関係の皆様、それから、委員が御所属されている団体の構成員の方、一部傍聴をいただいております。その点につきまして御承知おきください。また、御出席の委員の皆様方の御紹介につきましては、審議時間の制約がありますので、出席者名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきます。

なお、佐藤委員におかれましては、所用のため、本日、欠席となります。また、金子委員におかれましては、所用のため、会議が15時半頃になりましたら御退席となりますけれども、退席された後は粕谷自動車総連政策局長が代理として御出席いただきます。国土交通省からは、堀内自動車局長以下が出席しております。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。議事次第、出席者名簿のほか、資料1から資料4まで全てでございますでしょうか。漏れ等がございましたら、事務局までチャット機能等通じてお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、改めまして会議中のお願いでございます。委員の皆様におかれましては、基本的にマイクをミュートに設定いただきつつ、御発言を希望される際にはチャット機能にてお知らせください。座長より御指名がありましたら、ミュートを解除し、御発言いただくようお願いいたします。傍聴の皆様におかれましては、基本的にマイクをずっとミュートの状態に設定いただくようお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、堀内自動車局長より一言御挨拶申し上げます。局長、よろしくお願いいたします。

【堀内自動車局長】

自動車局長の堀内でございます。本日は、お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、本検討会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。昨年改正されました自賠法の事故被害者支援、そして事故防止対策を被害者保護増進等事業として恒久化する内容、これが今月から施行されました。従前、当分の間とされておりましたこれらの事業を安定的、そして継続的に行うことができるようになったことは、委員の皆様方の御協力あってのことです。改めてお礼申し上げます。

施行されました新たな自賠法の規定に基づき、被害者の方々に少しでも御安心いただけるよう、そして新たな事故被害者を少しでも減らせるよう、実施する項目を盛り込みました被害者保護増進等計画について、検討会の皆様方の御意見や先月のパブリックコメントを踏まえた計画(案)を本日お示しいたしますので、御意見を賜ればと考えております。本日の検討会の後、本計画は月内に速やかに策定、公表をしたいと考えております。これからは改正法に基づく施策の充実を実行に移すフェーズであり、被害者支援と事故防止施策の充実スピード感を持って取り組んでまいりたい、このように考えております。

本日は、忌憚のない御議論をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【齊藤総括】

堀内局長、ありがとうございます。

それでは、ここからは藤田座長に進行をお願いしたいと存じます。座長、よろしくお願い申し上げます。

【藤田座長】

ありがとうございます。それでは、ここからは私が進行を務めさせていただきます。まず、議題2、3及び4について事務局より御説明いただき、その後、議題の5として御意見、御質問の時間を設けさせていただきますたく思います。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【出口参事官】

国土交通省自動車局保障制度参事官の出口でございます。資料の説明に入らせていただければと思います。まず、資料1でございます。今、投影しておりますが、被害者保護増進計画への御意見の反映についてでございます。

次のページでございますが、主な御意見の反映箇所についてという資料でございます。これまで実施してまいりました検討会でいただいた御当事者、関係団体の方々、皆様の御意見等も踏まえた上で、先月、計画素案を策定いたしまして御議論いただいたところですが、その後、パブリックコメントも行いまして、そちらでいただいた御意見なども踏まえて修正など行っておりますので、御報告させていただければと思っております。

なお、パブリックコメントを実施いたしました結果、御意見としては8件いただいております。計画(案)の修正にはかからないような御意見、全体として広報などをしっかりすべきといったような御意見につきましては、実施に関する事ということで引き続き取り組んでいきたいと思っております。こちらに記載させていただいた御意見につきましては、計画本体などの修正に係る部分のみということで整理をしております。

全部で5件記載していますけれども、1つ目、国土交通省だけではなくて、政府を挙げて行う取組であることを盛り込んでほしいという御意見をいただきましたので、御意見を踏まえまして計画(案)の2ページ、第11次の交通安全基本計画を引いているところがございまして、そちらの交通安全基本計画の中にも政府を挙げて取り組むという記載がございまして、そちらを受けた形で追記をしております。

また、2と3、こちらはまとめた御紹介になりますが、今回の計画の期間について、前回、口頭ではございますが、令和5年度から8年度までの4年間とした理由について、主な実施主体であるナスバの計画期間と合わせているという御説明をさせていただいております。パブコメを行った際に計画本体に注釈としてつけていたところですが、計画(案)に盛り込む必要までは必ずしもないのではという御意見もいただきましたので、この後、御説明させていただきます資料の中に考え方を記載しております。

4番目でございますが、計画(案)中、「被害者」とあるところ、御家族、御遺族の方も含む「被害者等」という書き方のほうがいいのではないかと御指摘をいただいております、こちら、そのとおり修正しております。

5つ目でございますが、被害者の方々が早期にナスバなどで必要な情報や支援を受けられるような観点が必要ではないかという御意見をいただきましたので、6ページの部分に被害者等への情報提供等の充実に務めるという記載をしております。計画本体などに係る修正の御意見などいただいたものは以上でございます。先ほども申しましたが、このほかに迅速なアウトリーチに関わるような御意見などもいただいております。こちらの実施面につきましては、引き続き施策の実施に当たって、どのようなやり方が最も効果的に実施できるのかということも含めて、皆様方の御意見などもいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、被害者保護増進等計画についてという資料でございます。前回と被るところがございまして、

御了承いただければと思います。まず1つ目の資料ですが、こちらの今回御議論いただいている計画につきましては、法律の中で国が被害者保護増進等計画を作成し、公表することとされている中で、2つ目の丸で赤字になっている部分、「被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされていることを受け、今回、お時間をいただいて御議論いただくこととしているものでございます。被害者保護増進等計画で定めるべき事項などは、下に記載のとおりでございます。

次の②という資料でございますが、前回、口頭で御説明させていただいたものを資料に落としておりますが、計画としては3部構成としておりまして、総則と事故の動向、課題、基本的な施策という構造にしております。先ほど意見に反映した部分ということでお話ししたましたが、細かい文言は先ほどお話ししたとおり修正しておりますが、大きな御意見はいただいておりませんでしたので、全体構成などは変えておりません。下の丸の部分ですが、先ほど少し補足で説明いたしました本年度から8年度までの計画とした、その考え方、主な実施主体となるナスバの中期目標を見直す時期ということを記載しております。次期の計画策定は、大きな情勢の変化がなければ令和8年度を予定しているというところでございます。

続きまして、今後の予定という資料でございます。本日の検討会で御意見をいただいた後に、速やかに私どものほうで作成手続に入らせていただきまして、できれば4月中旬には、こちらの計画を正式に決定いたしまして、ウェブサイトでの公表を予定してございます。計画策定については、ここで一段落ということになりまして、そこから先につきましては、もう一つの今回の検討会のミッションである効果検証に入らせていただければと思っています。効果検証は、今、やり方とか時期、回数などについて省内で議論を行っている途中であります。現時点の案といたしましては、6月、7月頃にまず被害者、ユーザー団体の方々を中心としたワーキンググループで御議論いただきまして、そちらでいただいた論点などを整理の上で検討会のほうで効果検証を行っていただくということを想定しているところでございます。

夏から冬にかけて予算の要求作業というのがございまして、例年ですと年明けの1月頃に金融庁の自賠審が行われるといったスケジュールになろうかと考えております。来年以降もワーキング、検討会、少なくとも1回以上の開催ということで予定しております。まだ効果検証につきましては、中で議論中ということもございまして、また、手法やスケジュールなど固まり次第、委員の皆様にもまた御連絡差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、被害者保護増進等計画の概要でございます。先ほども少しお話ししたましたが、計画全体の構成などを変えるような大きな御意見はいただいておりませんので、3月に御覧いただいたものと同じものをつけています。被害者保護増進等計画の本文も、素案という形で御覧いただいておりましたが、案ということにいたしております。こちらにつきましても修正部分は先ほどお話ししたようなところで修正しておりますが、あとは前回御覧いただいたのと同じです。

資料4ということで、広報、アウトリーチや必要な御理解をいただくための広報について、令和4年度の補正予算などもいただいた中で、現在まで取り組んできた内容をこの場をお借りして御報告させていただければと考えております。まず1つ、ポータルサイトの開設でございます。被害者の方々への情報提供の強化、ユーザーの方々の御理解をいただくという観点から、2月3日に私どものウェブサイトの中に特設サイトを開設しております。

画面を切り替えさせていただいて、ポータルサイトを投影させていただければと思います。少々お待ちください。こちらのほうがポータルサイトでございます。2月3日の時点では、今映っている動画の部分はなかったのですが、3月から、そのほかのコンテンツと合わせて動画も公開してございます。短いのでご覧いただければと思います。

(動画上映)

こちらの動画は、今、私どものホームページですとか、これからお話しさせていただきますが、広報などに使わせていただいております。これは、一番短いバージョンなのですが、もう少し長い60秒バージョンですとか、被害者支援に重点を置いたバージョン、事故防止に重点を置いたバージョンなど幾つかありますが、こういったものも作成しております。

こちらの制度改正とかサイトの集中的な周知ということで、左側でございますが、チラシの配布、こちら

のサイトに飛べるようなQRコードを貼った形で新車契約や車検のときに、自賠責に入るタイミングに保険会社さん、共済組合さんの御協力をいただきまして、今、約600万枚ほど配布をしているというところがございます。また、SNS、TwitterなどをはじめとするSNSの広告ですとか、バナー広告、Yahoo!などの大手ポータルに掲載していただくとともに、関係省庁、関係団体の皆様の御協力をいただきまして、ホームページにバナーを貼っていただいたりしているところがございます。御協力いただき、ありがとうございます。

次のページでございますが、2月までやっていた勘定の検討会で、こういう広報を行う際に、単に人が多いところというよりは、ドライバーの方々がおられる場所に集中的に広報を行うべきではという御意見をいただいております。そちらも踏まえ、サービスエリアなどで、あるいはガソリンスタンドといったドライバーの方々が立ち寄られる場所という観点で広報を行っております。左側、サービスエリアのデジタルサイネージに出ているものがございます、少し見づらいのですが、このピンクの部分に先ほどのキャッチフレーズや説明文が載っており、真ん中の部分に先ほど御覧いただいた動画が流れるような形となっております。

右側、ガソリンスタンドでも流していただいております、給油中だけなのですが、こちらの広告が流れるような形となっております。下側、自賠責保険・共済契約時のチラシの配布ということで、先ほど600万枚配布しておりますと申し上げたチラシでございますが、保険・共済関係団体の御協力をいただいて、2月下旬から配布をスタートしているところがございます。

3番目の資料でございますけれども、令和4年度の補正予算活用ということでは、左上でございますが、SNSを活用したもの、Twitterとかfacebook、インスタ、YouTubeなどで広報、広告を流しているということと、GoogleやYahoo!などで検索ワード連動型広告を実施しているということがございます。また、右側、テレビ・ラジオ・雑誌媒体でございますが、全47都道府県でローカルのテレビ局やラジオ局さんの情報番組、情報コーナー、数分程度で国土交通省からのお知らせとして、制度改正の周知を促しているところがございます。アナウンサーの方とか、タレントの方が原稿を読むというような形のものもありますし、場合によっては私どもの職員がテレビやラジオでお話しさせていただいたりということもございます。また、ナスバの療護センターが近いところだと、センターの取材をいただいているところなどもありまして、被害者支援や事故防止対策、制度改正の周知ということにつながればいいなと思っております。私どもの職員が出る出ないにかかわらず、収録のときにできる限り職員とナスバの支所の方が一緒に行かせていただいて、テレビ局、ラジオ局の方に自賠の制度ですとか、今回の制度改正の趣旨なども御説明させていただいております、報道などでも関心を持っていただいているところもあると報告を受けておりますので、うまい形で周知につながればいいなと思っております。また、JAF Mate Onlineや日経BPなどでも広告記事を掲載していただいているところがございます。

下側、その他メディアを通じたというところ、こちらは補正予算を使ったものではないのですが、広報につながった事例ということで御紹介でございます。左側、これはナスバでやっていただいたものがございますが、3月12日にBSのテレビ東京のほうで「SDGsが変えるミライ」という小谷真生子さんの特番がありまして、その中でナスバを取り上げていただきました。自動車アセスメントから被害者支援、訪問支援の状況とか、千葉の療護センターなど広く取り上げていただいております。

また、右側、「交通事故被害者ノート」でございます。本検討会にも参画いただいている「あいの会」の小沢さんほか、「あいの会」の皆様で2月24日に私どもの大臣のほうに表敬いただきました。その際にプレスに取材いただきまして、テレビでも結構流れたということがありまして、テレビ放映後すぐに私どものほうに被害者の方からお電話いただきまして、「被害者ノートを欲しいのですが」というお問合わせにつながりもして、こういった様々な形で取り上げられることで、より広く情報が伝わっていくといいなと思っておりますので、新年度になりましたけれども、引き続き様々な形でアウトリーチや御理解いただくための広報に取り組んでいければと思っております。また皆々様の御協力もいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

それでは、議題5の意見交換の時間とさせていただきます。これまでの御説明について御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】

読売新聞の佐々木です。御説明、ありがとうございました。細かい感想というか、この文章のニュアンスのところで質問なのですけれども、2ページ目の計画の目指す社会の真ん中より少し下、「自動車ユーザーにとって安心して生活できる社会を実現していく必要がある」という一文があるのですけれども、これは誰もが自動車事故による被害者になり得るという観点から言うと、ここは自動車ユーザーでいいのかどうか。全ての国民がと言ったほうがいいのか、あるいは、そうしたら何か被害に遭ってもいいじゃないかというような解釈をさせかねないので、あえて自動車ユーザーになっているのか、その、この文章、ちょっと聞きたいと思ったのと、あと、これは感想ですが、最後の段落、「我が国は世界でも有数の「クルマ社会」であり」というのは、同じことを2回言っている感じがしたのでなくてもいいような気がしましたが、あえて2回言っているのであれば残していただいてもいいと思います。

あともう一つは、この計画とは関係ない意見で、以前、お話ししたのですが、交通事故死者数はどんどん減っているのに、重度障害になる人はあんまり減っていない。じゃあ、何でなのかという、その事故の形態というか、自転車で巻き込まれたのか、あるいはシートベルトをしていなくて車外に放り出されて重傷、重い障害を負ったのかとか、事故の形態を分析することによって、より効果的な対策が実施できるような気がしますので、今回の計画に入れてほしいという趣旨では全くありませんが、自動車事故の防止を図るのであれば、その辺の分析をぜひお願いしたいなと思いました。ひょっとしたら、警察庁ですとか、各都道府県の警察とかでそういうデータがあるのかもしれないなとか思ったりもしました。

以上です。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御返答をお願いいたします。

【出口参事官】

御意見、ありがとうございます。まず、1点目の「ユーザーにとって安心して生活できる社会を実現していく必要がある」という部分でございますけれども、そもそも自賠制度が、その上の部分ですか、2段落目のところでございますが、自動車によって便益を受ける全ての自動車ユーザーが加入する自賠制度とこの被害者保護増進等事業がクルマ社会のセーフティーネットたる役割を果たしていく必要があるというのが基本的な考え方というところでございます。その意味では、確かに国民全ての方のいうところではあるのですけれども、共助の制度としての自賠制度ということで、今すぐ事故に遭っているわけではないにせよ、全ての自動車ユーザーの方々が安心して生活できる社会という趣旨で「ユーザーにとって」という書き方をしているところではございます。

最後のところ、「我が国は世界でも有数の「クルマ社会」であり」というところは、確かに被るというところではあるのですが、考え方といたしましては、自動車なしの生活というのが成り立たない中で、一方でやはり誰もが事故に遭う可能性がある中で、みんなが安心して暮らしていける社会ということは、この計画、この制度の理念というところもありまして、繰り返して記載しているというところでございます。

3点目、重度後遺障害になる方々が減っていない理由でございます。推測ではございますが、亡くなる方が減っているのは、そもそも事故が大分減ってきていること、また、死亡事故にまではならない程度になってきているのではないかと、医療が非常に発達した中で命を取り留めることができる方々が増えてきたの

ではないか、ということがあります。ただ、御指摘のとおり、これらいずれも推測にすぎないというところもございまして、こちらとしてもきちっとそういったことを分析する必要があるのではと考えてございまして、今後検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

【藤田座長】

よろしいでしょうか。後者のほうは、今後、国土交通省のほうでも原因究明など可能な範囲で進めて、効果的な施策をというふうなことは異論ないということなのだと思います。前者は……。

【佐々木委員】

あくまで感想というか、意見です。

【藤田座長】

了解いただいたと思うのですけれども、これ、かなり重要な話でもありますので、念のために確認いたしますと、これ、自動車ユーザーだけではなくて、もちろん国民一般なのですけれども、この制度が自動車ユーザーに対する賦課金で成り立っている被害者救済、被害者保護増進等計画なものですから、あまりここで国民一般と言ってしまうと、じゃあ、何で税金でやらずに賦課金なんか課したのですかということにつながりかねないものですから、ここはこういう表現しておいたほうが恐らく、この計画の文章としてはすわりがいのだろうということで、こう書かれているのだと理解しております。

「クルマ社会」も確かにくどいと言えどくどいのですけれども、まあ、2回書いても間違いではありませんし、これはこれでよろしいでしょうか。

【佐々木委員】

はい。了解しました。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。貴重な御指摘、いろいろありがとうございました。桑山様、御発言希望とのことですので、どうかよろしく願いいたします。

【桑山委員】

家族の会の桑山です。今日はよろしく願います。計画等については、これはこれでいいかなと思っています。ただ、計画の4ページ辺りで課題の把握とかは十分されておられるのですが、具体的な施策に落とし込んでいくときにやっぱり様々な困難が生じるのだろうなと思っています。

それで、質問が3つあるのですが、1つはワーキンググループのことです。ワーキングの位置づけとして効果検証だけでなく、具体的な施策を考えたりするというようなこともあるのだろうなと思うのですが、それは次回の6月1回の会議で済ますということでしょうか。あと、また何回かされるということもあり得るのでしょうかというところが1つ目です。

2つ目なのですが、その具体的なことを考えていくのであれば後遺障害者の立場からは、介護人材の確保に困難が生じていることが、深刻な課題になっています。それで厚労省の方々にも来ていただいて、具体的に介護人材の確保、育成とかについてレクチャーをしてもらったらいいのではないかなと思っています。

3つ目はこの間、テレビで見たことなのですが、フランスでは電動キックボードがパリ辺りで禁止になってしまったというような報道がありました。特に今のところ日本では電動キックボードの大きな事故が起っていないような気がしているのですが、その辺りの事故のこととか、もし御存知であればお伺いしたいなと思っています。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

いずれも計画そのものではなくて、今後の進め方、運用、とりわけワーキングなどに関することが中心で、最後、電動キックボードはまた情報提供でしょうけれども、事務局から御返答いただければと思います。

【出口参事官】

まず1点目、ワーキングの位置づけなのですけれども、今のところは効果検証をメインで考えています。施策を考えていくに当たっての、その御意見をいただく場というのが、皆様、集まっていたくワーキングがいいのか、施策を立てていくという意味では個別に御意見を伺ったほうがいいのかということもあるかと思しますので、現時点ではワーキング、効果検証をメインということでは考えております。ただ、回数を何回にするのかということにつきましては、まだ省内で議論中というところでございます。

2つ目でございます。介護人材に関してということで、レクチャーなどしていただくという御提案をいただきまして、ありがとうございます。私どものほうでも介護人材の確保、どこが一番ネックになっているのかということも含めて、きちっと把握した上で対策を立てていく必要があるのだろうということは考えておりまして、レクチャーという形なのか、どういう形なのかということは様々あるかと思いますが、厚労省さんのほうにもオブザーバーで参加していただいておりますし、引き続き厚労省を含め、関係の方々と連携して効果的な施策というものにつなげていければと考えているところでございます。

キックボード、フランスのニュースについて、こちらとしても承知しております。大きなニュースになったところだと、昨年、自損事故という言い方をしているのかどうか分からないのですが、御自身で転ばれて亡くなったというような事故が報道であったと承知しております。また、3月の頭、3月6日付の報道で過去3年間で74件、事故があった、と出ております。すみません、内訳とか細かいところまでまだ把握できていないのですが、事故自体は、それなりの件数は出ているのかなというところでございます。すみません、今、手元ではこれ以上のところは把握できておりませんが、以上でございます。

【藤田座長】

桑山委員、よろしいでしょうか。さらに追加でお伺いしたいこととかございますか。よろしいですか。

【桑山委員】

計画等については、これでいいと思っております。あとはもう意見はないです。

【藤田座長】

今、桑山委員から御指摘のあった点も踏まえて、検討会の回数やアジェンダなど事務局のほうでまたよく検討していただければと思います。

戸崎委員、お願いいたします。

【戸崎委員】

ありがとうございます。非常にすばらしい取りまとめをしていただいて感謝申し上げます。電動キックボードに関しては、私のほうも大阪から取材を受けて、かなり危険な状況があるということは御報告を受けていますので、この問題は日本で顕在化してきていると思います。

介護人材の確保に関しては、単に人数を増やすというだけではなくて、今、各地でかなりやられているのは、AIを導入して、そうしたものによって人的負担をいかに軽減するかということがかなり進められていますので、今後は、そういった最新の研究などを踏まえた上での人材確保というのを、あるいは人に対する負担軽減という形で労働環境の改善という形でのヒアリングなども行っていけばいいのではないかと考えています。

それから、広報活動に関しては多面的にさせていただいて、非常にありがたく思っておりますが、例えばデ

デジタルサイネージは当然費用がかかってきますので、掲載期間をどれぐらいにするのか、制度の導入時に対しては、当然、啓発活動が必要になってきますが、これは持続的にするためには、ある程度の継続性を持っていかなければいけない。あるいはタイミングを見て、それを図っていかないとと思いますので、長期的なスパンでどう広報戦略を提起していくのかというのが問題ではないかと思っています。

最後になりますが、効果検証に関しては、やはりかなり危惧はしてまして、まず、効果とは何なのか。誰にとってのどういった効果なのか、物理的な効果なのか、精神的な効果なのか、こういったのをある種、基準を設けないと、これは客観的議論になりませんので、これが先ほど御指摘いただいたように、1回のワーキングでできるかどうかというのは、かなり難しいのではないかと。特にほかの委員会でも効果検証がなされているということは聞いておりますので、そうしたものと比較対照というものをしながら、この委員会でのような独自性を持った効果検証をすべきかというのは、少しやっぱり入念な議論が必要ではないかと思っています。

以上です。ありがとうございました。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

3点御意見をいただきました。特に3点目は今後の検証の在り方にとって非常に重要な課題ですが、多分、今、検討中なので直ちにはお答えが難しいかもしれませんが、3点いただいた御意見について事務局から、この御返答をお願いできればと思います。お願いします。

【出口参事官】

介護人材の件につきまして、AIなどで人的負担軽減をはかるという観点、貴重な御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、単に人数を増やすというだけではないのだらうと思います。これは国交省だけのということではないかと思うのですけれども、人の回転が激しいといったような話なども伺っておりますので、先生から今いただいたような観点も含めて労働環境を改善して、いかに最終的に被害者の方々がしっかりとした介護を受けられるかということにつなげていけるかという視点で、しっかり検討していければと考えております。ありがとうございます。

広報に対する御指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおり、令和4年度の補正予算につきまして、まさに制度改正の直前ということで、非常に集中的に広報を行っているというところでございます。今年度、令和5年度につきましては、まだ制度改正、4月1日に改正自賠法が施行されたちょうどその時期でございますので、ここから少しの間は引き続き集中的にということを考えておりますが、おっしゃるとおり一年中ずっとということではなくて、数か月、まず集中的に行った上で、その後はタイミングなどを見ながら集中的にやっていくことを考えております。

具体的に申しますと、9月などは、今回の自賠法の改正とは別に、例年ずっと無保険車の集中的な広報を行っていたりする時期でもございますので、そういった時期なども踏まえて重点的にやる期間、あるいはその重点的な広報の手法、そういったものをめり張りをつけた形での広報をやっている、制度が落ち着いてくるに従って、制度改正の関係の周知というものはだんだんトーンダウンして行って、基本的な考え方とか、その無保険車対策ですとか、そういった方向にだんだんシフトしていくということで、メリハリをつけて考えていきたいと考えております。

3点目です。効果検証に関しての御指摘、ありがとうございます。戸崎先生をはじめ、様々な先生から効果検証の手法、考え方などについて御意見をいただいております、ただいま中でも議論を行っているというところでございます。実際にどういった形で、どういう効果、誰に対してという視点の御指摘もいただきました。こういったことも踏まえて回数なども精査していきたいと思っております。引き続き御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【藤田座長】

よろしいでしょうか。効果検証は本当に難しいと思いますし、これまでもいろいろな観点から懸念が示されてきました。数字的に出るものばかり優先されるようになってしまっただけでは困るのではないかと、本当にいろいろな意見が出ていますので、これまで出た意見も踏まえて何とか少しでも納得感の得られるような形の基準とその運用がされるようお願いいたします。

それでは、続いて小沢委員、お願いいたします。

【小沢委員】

ありがとうございます。一般社団法人関東交通犯罪遺族の会の小沢でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。私からは4点ございます。

1点目は、先ほど桑山さんから御意見が出ました電動キックボードの現状でございますが、産経新聞からの簡単な切り抜きとはなりますが、令和2年で事故件数が4件、令和3年で29件、令和4年で、6月までで16件ということで、少しずつ増えてきているという現状だということなんですね。取り締まりに関しては、さらにそれより多くて、1年で約700件ほどの取り締まりが行われているということなんです。ここで一番私が危険視をしているのが、この電動キックボードに対してのルールが明確化がされていないということ自体というのと、私たち一般市民がなかなかそのルールを知る機会が少ないのだろうなと思っています。自転車に関してもそうですけれども、特に都内が一番多く、32%が大体都内での事故となっているようなのですが、このようなルールの明確化というのをさせていただきたいなと思います。

さらには、特にこの電動キックボードに関しては、簡易的な乗り物というイメージが強いようで、飲酒運転をする方が非常に多い。非常に目につくと感じています。私は、それに関しては、飲酒運転の事故の遺族でするので、よりしっかりと明確にいけないことだということを、ルールの明確化として入れていただきたいということが1点でございます。

2点目でございますが、職業ドライバーについてでございます。基本計画の案の5ページでございますが、このトラックドライバーに関してですが、実際、ドライバーの中と一般車両の中での事故が非常に多いように感じております。

その理由ですが、夜中の24時をもって、例えば金額が安くなるとか、そのようなことで本当にすごい渋滞ができたりとか、左側が全く見えない状況だったりとかするんですね。私たちは何の渋滞だろうと思って、パーキングエリアも満杯、出口も入り口も満杯の状態なんですね。その状態で、これって実際に運転する方の労働環境の改善が非常に必要ではないかということと、待機場所の安全な確保というものも改めて考えていかなければ、一般のドライバーの方、職業ドライバーの方の両方の安全をしっかりと守っていかなくてはいけないのではないかということから、そのような高速での待ち時間の待機のゼロであったりとか、労働環境の改善なども、これもしっかりと何かできることから進めていただけたらなと思っております。

あと、3点目です。いつも交通事故遺族が一番気になるのが、交通事故死亡者は確かに減っているんですね。減ってはいるんです。事故自体がそもそも減っているんで、遺族は当然、母数としては減ります。ですが、これって実際は24時間以内の統計であって、25時間目に死んだ方、亡くなった方に関しては、1人と換算されていないんですね。ですので、必ずデータを入れるときに「24時間以内の死者数」と大きく書いていただきたいなと常に思っています。実際に翌日に亡くなられた方や1年後に亡くなられた方、半年後に亡くなられた方、様々な方がいますけれども、実際にその方はどっちにも入らないみたいな状態になっていて、それが死者数を少なくしているということになるのであれば、本当に亡くなった母数というのはなかなか、探すというのは難しいのかもしれないなと思っておりますが、その括弧書きを入れていただくことで少し明確化するのかなと思っております。

そして、ポータルサイト、最後の4点目です。ポータルサイトについてなのですが、YouTube、インスタ、Twitter、facebookでなかなか見つけれないです。私もそうですけれども、私の知り合いとか、あいの会の方とかにも、みんなでちょっと探してみようと言ったんですけども、やっぱりみんななかなか探せないねと言っていました。ところが、先日、車のディーラーさんに行かせていただいたのですが、そこ

でポータルサイトのチラシを見かけたんですね。すごうれしかったです。皆さんと一緒に考えたハートの分かりやすい広告が置かれていたのが大変うれしくて、ああ、本当にちゃんと置いてあるんだというのを目で見ました。ガソリンスタンドでも、実際、広告が回っているのを数か所で見させて、確認しに行きまして見せていただきました。それも少しずつ認知が広がっていけばいいなと思っています。

ただし、やはり置いてあるだけの状態ではなく、ぜひ来た方に配ってくださいという言葉掛けを入れてぜひ、何か入れていただけたら多くの方に周知されて、置いてあるただの埃になるのではなく、多くの方に目にしていただく工夫の文章を添えてお渡しいただけないかと思いました。YouTube、インスタ、Twitter、facebookに関しては、どこかしらまとめて何かQRコードを設置するみたいな場所があったらいいなと思いました。私からは、本当に今いる被害者の方や遺族、それから、未来の被害者も含めた両方を助けるような施策であることを願います。

私の発言は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

4点いただいて、多くは今後の施策の運用のお話だったと思うのですが、3点目のお話、死亡者数の注記の件ですけれども、これはこの被害者保護増進等計画（案）そのものの修正の御提案なのでしょうか。実は3ページを見ますと、下から2段落目の末尾に24時間死亡者数を2,000人以下とする目標を掲げて云々という形で、一応、時間は書いていることは書いてあるのですが、1か所だけなのですけれども、これはこれ以上、さらにこの文面に何か御修正を希望されるという御趣旨だったでしょうか。

【小沢委員】

文面に関しては、このままでよろしいかと思えます。24時間の中でしっかりと下げていただくというのは十分であると思えます。この先、分かりやすい資料などを掲載する場合、そのような括弧書きをしていただきたいという趣旨でございました。

【藤田座長】

はい。今後の資料作成などのときにできるだけこの辺を明示してやってほしいということですね。よく分かりました。

事務局から、4点いただいた御意見について御返答いただければと思います。

【出口参事官】

まず、キックボードについてでございます。電動キックボードに関しては、今、関係省庁のほうで、警察庁さんを中心でいろいろ検討を進めているというところでございます。おっしゃるとおり電動キックボードに関するルール、私どもの観点で言うと、自賠責保険を必ず掛けてくださいですか、あと、警察さんのほうで言うと、その交通ルール、こういうルールを守るべきであるというものについて、あるいは同じ私どもの自動車局でございますが、こういう基準を満たしたキックボードでない駄目ですといったようなもの、そういった様々なルールについてまとめて分かりやすいポータルサイトのようなものを作るということで検討中であると聞いております。

私どものほうでも、去年のその無保険車対策の（集中広報期間の）ときにも、電動キックボードは自賠責保険が必要ですよというポスターを作っております。7月の改正道交法の施行に向けて、その前にまた重点的に広報を行っていきたいとは考えておりますが、今いただいた意見につきまして、関係省庁のその会議の場がございますので、そちらでも改めてお伝えさせていただければと思っております。ありがとうございました。

2点目です。職業ドライバーの観点について御指摘いただきました。高速道路の割引などについても、同じ省内ではございますが、関係部局のほうで検討が行われているかと承知しております。引き続き、その労

働環境の改善ということについては、担当課でしっかりと取り組んでいるということかと思いますが、問題意識について関係課のほうにしっかりとお伝えさせていただければと思っております。

3点目、座長からもいただきました。死亡者数の件は、24時間以内の統計である旨を、資料に大体入れていたかと思うのですけれども、引き続き御指摘いただいた観点、重要な点かと思っておりますので、今後、資料など作る際に必ずきちっと入れるようにさせていただきたいと思っております。御指摘、ありがとうございます。

4点目、広報です。御指摘、ありがとうございます。SNSの広告がなかなか見つからないという御指摘は、複数の方からいただいております。広告を出してはいて、それなりのPVが出ていますという話が出ているのですが、なかなかお目に触れづらいところがあるのかなというところは、引き続き調整していければと思っております。

実は今回、資料の一番後ろに、そもそも自賠の特設ポータルサイトを知らない人に紹介しようと思ったら、検索ワードを入れてもなかなか出てこないというような御指摘をいただきまして、私どものポータルサイトですとか、あと交通事故被害者ノート、こちらのほうからダウンロードできますというところを改めて資料としてつけさせていただいておりますので、こちらも御活用いただければと思っております。

チラシと、あとガソリンスタンドでの動画、御覧いただいたということで、ありがとうございます。非常にほっといたしましたし、ありがたいお言葉をいただきまして、広報担当も喜ぶと思っております。ありがとうございます。チラシなど、多くの方に見てもらおう工夫、どういう形で渡していくのが一番いいのかということ、引き続き工夫していければと思っておりますので、またお気づきの点がありましたら、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【小沢委員】

ありがとうございます。

【藤田座長】

それでは、続けて古謝委員、お願いいたします。

【古謝委員】

高次脳機能障害友の会の古謝です。今日、よろしく願いいたします。私が発言したいと思うことは、もう既に小沢さん、桑山さんが発言されていまして、確かに事故件数は減っていたり、死者数が減ったりということは、実際、データで出てきていると思うんです。でも、私は高次脳機能障害ですので、その後、重度なのかどうかというところが、これ、一番問題なところなんですね。高次脳の方って。確かに体にはそんなに大きな障害はなくても、頭のほうに大きな障害があるということで、高次脳機能障害の方たちの支援ということで、本当に今回、いろいろと支援をしていただくようなところが増えてきました。それはすごくありがたいことです。そして、自立するための訓練とかということにも力を入れていただいて、それはすごくありがたいことです。

1つ伺いたいのが、事故により高次脳機能障害になったというのが数年たってからでないと分からない方たちがいるんですね。そういった方たちの支援ということも今後取り組んでいただきたいと思うんです。同じ事故で、そういうふうになったということで、そのときに顕著に表れるわけではないので、そういったところを少し見ていただけたらありがたいと思います。

それと、この4月から自転車に乗るときのヘルメット着用というのが努力義務ということで皆さん動いて見えるようになりました。それ、すごく大切なことですので、今後もそういうことには力を入れていただきたいと思います。

それと、ポータルサイト、先ほどからいろいろ御意見がありましたけれども、本当に検索するのが難しいかなと思います。JAFさんのほうから、会員になっているので、メールで御案内が来たときに、動画がち

さんと紹介していただいていたので、だから、そういうふうにして各協力者というのか、協力団体、会社など、そういうところをお願いしていただくと、もっともっと広報のほうにも役に立つのかなと思っております。なかなか目にするということというのは難しいかもしれないですけども、やはり皆さんに分かっていただき、事故に遭ったらこういうふうな支援がありますよとか、本当に交通事故被害者ノートなんかすごく参考になりますので、こういったことも皆さんに分かっていただきたいなと思います。どうしても友の会としては、その被害者団体ですので、被害者の立場としてお話しさせていただきます。

それともう一つは、先ほど小沢さんのほうが言ってみえたように、職業ドライバーの方たちの働き方というのがすごく影響してくるのかなと思います。実際、いろいろテレビなどの報道でも、職業ドライバーの人たちは長時間にわたり大変な思いをしている。休憩する時間、場所がないというようなこと、本当に最近よく報道のほうで言われていることですよね。そういったところも何らかの形で、ドライバーさんが疲れてくると、そうすると、どうしても事故につながっていくのかなということもありますので、そういうところも少し視野に入れていって、今後の安全ということにつなげていってほしいと思います。確かにいろいろところで皆さんに分かっていただくことがすごく大切だと思いますので、これは事故の被害者も含め、車を運転する者の自分たちのためにしっかりとルールを守って、安全を心がけていきたいと思いますね。

【藤田座長】

どうもありがとうございます。

4点ぐらいでしたか、御意見をいただきました。もちろんこれまで出たところと重なる意見もあったかもしれませんが、事務局から御返答いただければと思います。特に最初の何年もたって出てくる障害については、また重要な問題だと思いますので、ぜひ御返答をお願いいたします。

【出口参事官】

いろいろな御指摘、ありがとうございます。事故の後、高次脳障害だということが、しばらく時間がたってから判明するケースという御指摘をいただきました。ありがとうございます。今、私どものほうで高次脳機能障害の方の社会復帰促進事業というのを始めさせていただいております。そのような取組の中で、事業者さんによっては、そういう方の「掘り起こし」という表現を使っておられた方もおられたのですが、気づかれなくて、後になってきてだんだん、もしかしたらということで分かったような患者さんをその地域の中で見つけてサポートしていくというような活動を行っているところもあると承知しております。社会復帰促進等事業につきましては、今年度から箇所数も拡大して進めているところでありますが、今いただいたような視点も含めて、引き続きよりよい形にできるように検討していければと思っております。

ポータルサイトでございます。見つからないという御指摘をいただきまして、申し訳ございません。検索されやすいようにということで、広告代理店のほうとも相談して工夫はしているのですが、分かりやすいワーディングの「国交省 自賠償」ですとどうしても元からあった（自賠償の）ポータルサイトのほうが、端的に申しますと、ネット上で存在していた時間が圧倒的に長いというところがありまして、どうしても検索エンジンの仕様上、そちらが非常に強くなりがちだという話で、こちらとしてもどういった分かりやすいワーディング、だから、例えば「あなたの自賠償」と入れると一発で、トップヒットで多分出るのですが、なかなかなじみにくいワードかなということもあり、引き続き工夫していきたいと思っております。もし御紹介いただくときなどは、資料につけておりますQRコードなどもぜひ御活用いただければと思います。

職業ドライバーの方の観点なども御指摘いただきました。局内のほうで、トラック事業を所管している課のほうで、今様々な施策、物流問題などで取り組んでおりまして、閣僚会議なども開催されている中で非常に関心が高まっているということは承知してございます。安全な車社会という点で向いている方向は当然同じでございますので、いただいた問題意識、関係課のほうにも共有していきたいと思っております。ありがとうございます。

【藤田座長】

ありがとうございました。

たしかヘルメットの着用の話も言及されたかと思います。これはぜひみんな着用するように呼びかけて広めていきたいと思いますということでもよろしいですね。よろしいでしょうか、古謝委員。

【古謝委員】

はい。ありがとうございました。よろしくお願いします。

【藤田座長】

竹川委員、お願いいたします。

【竹川委員】

広報、啓発の関係ですが、これは例えば教習所に置くとか、何かそういうのはないのかというのを少し思ったのと、あともう1個は、先ほども何個か挙がっていましたが、効果検証の話なのですけれども、今回、エクストラで、結局、保険料をいただいて、それで充実させるといった以上、やっぱりちゃんと届いているということ、本当に支援が必要な人に、ヤングケアラーの人なんかも含めてそうなんですけれども、そこをちゃんとやっぱり世の中の中というか、ドライバーの方々も含めて示さないといかんと思うので、ここはしっかりやっていただきたいと思います。

これは意見ですけれども、以上です。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

効果検証のほうは、ちゃんと検証することに加えて、ちゃんと検証したということが伝わるように、それも広報としてちゃんと伝えていくということも必要だという御趣旨でしょうか。事務局から、よろしくお願いいたします。

【出口参事官】

教習所について、積極的な広報ということでもいただいております。教習所の対応につきましては、今、警察との連携ということをいろいろ進めている中で、どういった形でやっていただけるのか、どうしても講習の中に入れてくださいというような御意見などもいただくのですが、講習は、実は安全関係、警察関係のほうで入れたい内容を今30分なり1時間なり、パンパンに入っている状況だそうできて、そうでない形で待ち時間なども含めて、どういった形で広報に御協力していただけるかということは今調整しているところでございます。引き続き連携を進めてまいりたいと思います。貴重な御指摘、ありがとうございます。

教習所ではないのですが、免許センターのほうに、先ほどのチラシの大きいバージョン、あちらのポスターは今、貼っていただけるという調整が整いまして、順次免許センターのほうには貼っていただける予定ですが、教習所のほうも引き続き、まさにドライバーの卵となる方にしっかりと普及啓発していければと思いますので、工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

効果検証ですが、ヤングケアラーの方も含めてという御指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおり、新しい負担をお願いしているものでもございますので、しっかりと効果検証ということは御指摘のとおりでございますし、法改正時の附帯決議もまさにそういう趣旨でいただいているものだと認識しております。ただ、どのようなやり方であるところが、まだこれで確実にというところが事務局のほうで、申し訳ございません、固め切れてございませませんが、いただいた御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【藤田座長】

よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

【竹川委員】

はい。

【藤田座長】

麦倉委員、お願いいたします。

【麦倉委員】

すみません、ありがとうございます。私からは、今回、新しく様々重度脊損であるとか、高次脳であるとか、様々新しい事業がスタートしまして、非常にどれも既に効果が出ているところもありますし、これから非常に希望が持てるものもありますので、この辺りしっかり進めていただきたいということと、それに併せて既に実施している、例えばナスバさんのほうで行っている短期入院であるとか、短期入所であるとか、いわゆるレスパイトに関するもの、既にあるメニューということですが、在宅で介護をして、在宅で生活をしていくためには非常に大事な支援策ということになっているのですけれども、こうしたレスパイトがどこも一生懸命、協力病院、協力施設さんは取り組まれているとは思いますが、実際、その御家族、御本人のニーズときちんと合っているかどうかということに関しては、細かく検証する必要があると思っています。

本当に安心して御自宅で十分、御家族の方をはじめとして介護を受けられている、それと同じようなものが短期入所、短期入院の先で受けられるかということ、もしかしたらそうでないケースというところもあるかと思っていますので、短期入院、短期入所を利用された方が実際どういう、そのニーズというところに合っていたかどうかというところをちゃんとフォローをするような、そしてそれをこちらの会議体等、ワーキンググループ等々で共有していただいて、新しい施策であるとか、効果検証につなげていくような、そうした取組をぜひしていただきたいなと思っています。具体的に言いますと、この被害者保護増進等計画の部分では、7ページの②の vi) の部分で「被害者等の保護の増進に関する調査及び研究を行うこと並びにその成果を普及すること」ということで、この「調査及び研究」の部分により丁寧に行っていただければなと思っています。

あとは、介護人材の部分です。やっぱり医療的なケアというところで、喀痰吸引等々ができる事業者というのは、まだまだ限られているというのを本当に切実な声として聞いています。できるだけ長時間見守りをして、また医療的なケアをできるという、そういう事業者を拡大するために、6ページの最後の部分の人材の確保というところを、戸崎先生からも御指摘があったところですが、様々な最新技術を活用しながら、より質の高いものを作っていくというところは、すごく大事な部分だと思いますので、ぜひその辺りに力を入れていただければと思います。

以上です。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

ただいまの御指摘につきまして、事務局から御返答をお願いいたします。

【出口参事官】

御指摘、ありがとうございます。レスパイトの観点からの御指摘、まずいただきました。おっしゃるとおり、在宅で介護されておられる方々にとって、非常に重要な制度であると認識しております。利用された方々のニーズは、これまで少しずつ声を伺ったりしているところはあるかと思うのですけれども、効果検証の観点も含めて、どういう形でそのニーズを把握していくのか、どうやって施策を向上させていくのかというこ

とにつきましては、今いただいた御指摘を踏まえて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

また、医療的なケアができるかどうか。被害者の方々から、また、先生からも、やはり医療的なケアが必要な方については、どうしても入所などのハードルが非常に上がりがちであるという実情については伺っているところでございます。こちらについても全体的にその介護の人材が不足し、今後も不足すると見込まれている中で、どういった形で充実させていくことができるのかというようなことについては、なかなか正直すぐにこれをすればという特効薬的なところが見いだせていないところではありますが、少しずつでも改善を図っていく方策があるのかどうか、そこはしっかりと実情も含め、また、皆様の御意見もいただきながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【藤田座長】

古笛委員、お願いいたします。

【古笛委員】

古笛です。まず、今回の計画（案）につきましては、これで進めていただけたらとは思っています。それから、先ほど来、広報のお話が出ているのですけれども、広報については、より広く、今回の被害者保護増進等事業も含めた交通事故の安全教育ということで、自動車ユーザーだけではなく、広く、子供から御高齢者の方まで対象を広く含めて、広報という意味以上に、さらに安全教育というか、教育としてのアプローチということも御検討いただけたらなとは思っています。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御返答をお願いいたします。

【出口参事官】

御意見いただきまして、ありがとうございます。今年度は、ちょうど制度改正の年ということもありまして、まずはドライバーの方々や被害者の方々、その御家族、御遺族の方へのアプローチということを最重点に置いてやってきたところではございます。ただ、今御指摘いただきました安全面という意味では、もっと広い年代というのは、おっしゃるとおりかと思しますので、そういった観点も含めて今後のその長期的な広報に当たって検討していきたいと思っております。貴重な御意見、ありがとうございます。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

では、続けて榎委員、お願いいたします。

【榎委員】

都市大、榎と申します。最初に参考情報がありますので、御説明させて頂ければと思います。まず、警察庁が行っている事故統計では、24時間と30日と2種類あります。内閣府のホームページでも両方使うという話が出ていたように思います。24時間と30日で死亡者数がどれくらい違うかというと、30日のほうが10から20%くらい多いです。というのが1点目の参考情報です。

それから、2点目の参考情報になります。私は自動車の安全性向上を研究しているのですけれども、交通事故で死亡とならないための研究はやっているのですけれども、死なないイコール無傷というわけではないのです。どちらかというと、重傷になる場合もあるが、最低でも死亡とならないということを最優先事項として研究しているというのが現状です。重傷とか後遺障害の削減については、まだまだ十分な研究がなされていないと思っておりますので、将来的には自動車メーカー含め産官学でもう少し頑張っていかなないと、なかなか

いい方向には行かないのかなと思います。

最後に質問ですけれども、先ほど国交省さんから説明があったウェブを幾つか開いて確認したのですけれども、一般に重要な情報ほど始めに配置するものと考えています。ところが、最初のほうで「支援が必要な方の数が減っておらず、このままでは財源が枯渇する」と記載されております。話の順番としては「繰り返し充分できない」ことが主であるため、記載の順番としてこの「繰り返し充分できない」という説明の次に、さらに「支援の必要な方の数も減っていない」という形になれば、すんなり理解できたのですが。このウェブサイトでは「支援の必要な方の数が減っていない」ということを最初に記載し、説明の後ろの方で「繰り返しを期待することは財政上困難である」という順番での記載には、何か意図はあるのでしょうか。

【藤田座長】

それでは、事務局からお願いいたします。

【出口参事官】

貴重な御意見、ありがとうございます。データ、24時間と30日についても、貴重な御指摘、ありがとうございます。また、自動車の安全についての御指摘も非常に貴重な御示唆をいただいたかと思えます。ナスバのほうでも自動車アセスメントなど行っているところではありますが、引き続き安全性に関しても情報提供していければと思っております。ありがとうございます。

ポータルサイトでございます。すみません、お答えになっているかどうか分からないのですけれども、まずは財源のほうのお話をいただいたかと思っております。基本的には、まず被害者の方の救済を行っていくべき、その被害者の方というものが引き続きおられる、かつ、その長期にわたって支援が必要であるという中で、財源は繰り返しがあろうとなかろうと有限であるという中で、先だつての勘定の検討会で御議論いただいて賦課金の議論もさせていただいたと認識しております、そのような流れでポータルサイトのほうは、どういうロジックが一番入りやすいかということも広告のプロのほうともいろいろ話をしながら作って行って、今このような形で出させていただいているところでございます。すみません、先生の問題意識にうまくお答えできているかどうか分かりませんが、事務局からは以上でございます。

【榎委員】

どうもありがとうございます。

【藤田座長】

榎委員、さらに何かございますでしょうか。

【榎委員】

いや、大丈夫です。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

チャットのほうで発言を求めておられる方は以上で全員かと思いますが、そのほか、どなたでも何かございますでしょうか。小沢委員、何か発言を求めておられますでしょうか。

【小沢委員】

追加で確認をさせていただきたいのですが、7ページの③の4番目になるのかなと思うのですけれども、被害者の子弟という部分が書かれているのですけれども、毎回、これ、私、言っているお話なのでも、これ、ナスバなどもそうなのでも、子供の規定を設けて支援に当たるといものの中に、例えば自分の子でなくてはいけないとか、自分の兄弟でなくてはいけないとかという縛りみたいのがどこまで広

げられるのかというのを伺いたいなと思っていて、この「子弟」の意味というものの広がりがどこまでかなと思ったのですけれども、今のナスバとかで考えると、本当、すごく少ないですね。あえてそこにしないで子弟としたのは、何か膨らます意図があるということではないのでしょうか。

ごめんなさい。もし分かりにくければ、うちのヤングケアラーの話になった場合、ヤングケアラーを受けるとなったときに、例えばうちは父と母が亡くなり、本当、家族ぐるみで大惨事になったのですけれども、その場合、うちの息子や娘というのは、親がいない状態で弟、妹、いわゆる彼らからするとおじとおばのケアをずっとしていたわけですね。だけれど、ナスバであると、今の状態では、うちの息子や娘というのは支援の対象にならないのですけれども、その幅を決めているのかどうなのか。その子や、どうのこうのというので、子弟というので何か幅が広がったのかなと思ったのですけれども。

【藤田座長】

7ページの③のiv) のところの被害者の子弟という、この「子弟」の言葉。

この言葉を選ばれた意図などについての御質問ということだと思いますけれども、事務局、いかがでしょうか。

【出口参事官】

こちら、記載するに当たっての考え方といたしましては、今現在、ナスバや育成基金さんなどで行っておられますものを意識して書いているというところでございまして、意図的に拡大するという意図で記載したものではありませんでした。ただ、ヤングケアラーのような御指摘というのは、小沢さんからいろいろといただいております。どういった形での、どういう支援が可能なのかなども含めて引き続き検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【小沢委員】

分かりました。

【藤田座長】

という御返答ですが、よろしいですか。この記載そのものが何か特に意図を込めていたということでは必ずしもないようなのですけれども、ただ、将来的に被害者の関係者でどうしても必要な方というものをどうやって画していくかということは検討課題ではあるとは認識されていると、そういう御返答だったと思いますけれども。

【小沢委員】

はい。広げていただきたいなと思っています。ヤングケアラーにしてもそうですけれども、親なき後の介護にしても、少し膨らましを持ったことで被害者をケアする方を確保する。それは肉親の中で確保することがすごく重要なことと私は思っています。本当に親なき後の介護も重要な課題でありますので、ぜひその問題点を重要視して、ヤングケアラーって、本当、身近な言葉かもしれませんが、やっぱりケアの重要性を検討していただきたいなと思った次第でございまして。よろしくお願いいたします。

【藤田座長】

事務局のほうでは、その旨、引き取っていただければと思います。
麦倉委員、お願いいたします。

【麦倉委員】

先ほどレスパイトということでお話をしたのですが、レスパイトだけではなくて、より回復につながるような、回復というか、様々な働きかけにつながるような効果というのがまだ分からないけれども、いろいろ

なことにチャレンジしたいという事故被害者の方たち、例えば脳機能の評価であるとか、そうしたところにつながるようなことにぜひ受けてほしいのだというような声も非常にありますので、単なる家族のレスパイトということではなくて、よりまだ効果があきり、回復があきり分からないかもしれないけれども、何らかのつながるような、そうしたリハビリテーションであるとか、評価であるとか、そうしたところにぜひ参加できるような仕組みというのを作っていただきたいなと思っています。

そのためには一般の病院というよりは、各療護施設、療護センターにぜひ広く事故被害者の方が何らかの形で、その診療であるとか機能の診断であるとか、そうしたところに参加できるような、そうした、今回の取りまとめというところというよりは、希望というところですけども、そうした仕組みをぜひ作っていただきたいなと思っております。

【藤田座長】

どうもありがとうございました。

では、事務局から御返答をお願いいたします。

【出口参事官】

御意見、ありがとうございます。家族の方だけでなくという御指摘、ありがとうございます。療護センターなどの調査でも、リハビリなどを受けたいといったようなニーズが非常に強いということは、こちらとしても承知しております。どういう形で、そういったニーズに答えていけるのかということをもた引き続き検討していければと思いますので、引き続き御指導いただければと思います。ありがとうございます。

【藤田座長】

よろしいでしょうか。それでは、もしこれ以上意見がないようでしたら、議論はこの辺りまでにさせていただければと思います。活発な議論をいただき、どうもありがとうございました。計画、被害者保護増進等計画の文章それ自体について直さなければいけないところがあるという御指摘はなかったと理解しておりますので、この計画それ自体は異議ないというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。もし異議がなければ、チャット機能にて異議がない旨、書いていただくか、挙手機能で意思を表示していただければと思います。念のために確認させていただければと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。御意見はいろいろいただきました。計画の実施に当たって留意すべきこと、とりわけワーキングで行うべきことやワーキングの頻度などについて、随分たくさん御意見をいただきました。非常に重要なことで、今、検討中ということですので、最終的なことは申し上げられないかもしれませんが、事務局においては、今日出た意見をよく踏まえて適切な形で運用というのをお願いできればと思います。

また、ワーキングにおける検証の在り方以外にも様々な意見をいただきました。広報の戦略ですとか、卑近なところで言うと検索しても、せっかくのものがなかなか出てこない。一番上に出てこない問題とか、いろいろな御指摘がありましたけれども、この辺りも改善をお願いできればと思いますし、より重い話としては、例えば職業ドライバーの問題ですとか、あるいはいろいろな被害者、いろいろなニーズがある被害者の方、あるいは介護の方も、様々なニーズがあることをうまく広く酌み取っていけるかという問題の御指摘、繰り返しについてももちろん御指摘がございました。

さらには、新しい問題としては、電動キックボード、意外に事故があるのは私も知ってちょっと警戒感を持ちましたけれども、そういったものもありました。ひょっとしたら、どなたか御指摘があったように、まだ意識がきちり行き渡ってなくて、電動キックボードについて認識が甘いのかもしやませんので、そういった点についての啓蒙というの必要なのかもしやせん。様々な意見をいろいろな角度からいただきまして、大変ありがとうございました。これらについては、事務局において全てきちり踏まえて、今後の施策に生かしていただければと思います。

また、今後もこの検討会ではぜひこういう意見、厳密な審議事項ではなくて、こういう様々な声を聞くと

いうことも重要なこの検討会の機能だと思しますので、検討会に声をお寄せいただければと思います。これからもどうかよろしくお願いいたします。

一応、本日の主な議題は、これで全て終了したと思しますので、事務局に進行をお返ししてよろしいでしょうか。

【齊藤総括】

ありがとうございました。藤田座長、それから、委員の皆様方、長時間にわたりまして、ありがとうございました。本日頂戴いたしました御意見等、しっかりと受け止めて対応させていただきます。また、座長からお話がありましたとおり、計画それ自体につきましては、こちらの内容で速やかに法律の規定にのっとりまして計画を決定する手続、それから、国土交通省のウェブサイトでの公表を予定しておりますけれども、公表の手続を進めてまいりたいと思います。整いましたら、委員の皆様にも御案内をさせていただきたいと思ひます。

本日の議事につきましては、後日また委員の皆様方に御確認いただいた後、国土交通省のホームページに掲載いたしますので、その旨もあらかじめ御了承願ひます。また、今後の検討会の開催の時期につきまして、改めて事務局のほうで御連絡をさせていただきますので、引き続き委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今年度の第1回の被害者保護増進等事業に関する検討会を閉会いたします。本日は、長時間、ありがとうございました。